

中国、知財権濫用に関する独占禁止ガイドラインを制定中

中国人民共和国国務院の独占禁止委員会は、最近、「知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドライン（意見募集稿）」（以下、「ガイドライン」）を発表した。一般からの意見は 2017 年 3 月 23 日から 2017 年 4 月 21 日まで受け付けられた。今回のガイドラインは、独占禁止委員会が作成したもので、国家発展改革委員会、商務部、国家工商行政管理総局及び国家知的財産局が共同で作成した旧ガイドライン案をベースにしている。外国企業、特に中国でビジネスを行う技術志向型大企業に大きな影響を与えるため、米国知的財産権法協会 (AIPLA) などの外国諸機関がガイドラインに対する意見書を独占禁止委員会に積極的に提出した。

ガイドラインは基本的に、独占禁止法の第 3 条で定義された 3 つの独占行為、すなわち、①事業者間の独占的契約、②事業者による市場支配的地位の濫用、及び③競争排除・競争制限の効果を有する又は有することができる事業者の集中、に関する独占禁止法の体系に沿ったものである。ガイドラインは、これらの概念を、知的財産権 (IPR) の濫用が生じる状況に適用する場合の指針を提供することを目的とする。例えば、分析のための原則の一つとして、ガイドラインは、「事業者が競争を排除し又は制限するために知財権を濫用したかどうかを分析するために、…知財権の特別な特徴を考慮する必要がある」と述べている（第 1 条）。さらに、二つの重要な原則が述べられている。その一つが、事業者が知財権を所有するという理由でもって関連市場で市場支配的地位を有するとは推定されないことである。一般論としてこの原則は歓迎できる。そしてもう一つが、効率性とイノベーションに対する関連行為の影響をケースバイケースで考慮することである。しかし、影響の有無を認定するためには 5 つの条件を同時に満足しなければならないという相対的に高い基準を第 5 条に定めていることを考えると、この原則は表面的な合理性のように思われる。

上述の 3 つの独占行為の定義に従い、本稿でいくつかの注目すべき規定について検討する。

第 2 章：事業者間の知財権に関する独占的契約

第 2 章の第 6 条～第 9 条は、共同研究開発、クロスライセンス、排他的グラントバック、不競争条項などの知財関連契約に見られる共通事項について規定する。一般的に、これらの条文は、知財関連契約の制限的な条件—例えばクロスライセンスが専用実施権であるか—に焦点を当てている。特定の制限が存在するかどうかなどの「シロ」か「クロ」かの表現は、制限があればどんなものでも否定的に扱う効果をもつ。また、制限的な条件に内在する競争促進的な利点については無視している。

産業界では標準の制定が重要であるが、ガイドラインの第 10 条は、上記同様に否定的に捉えている。標準開発者による濫用を分析するときには 4 つの要素が考慮されることになる。つまり、①特定事業者が排除されるか、②特定事業者の関連方法が排除されるか、③競合する標準が排除されるか、④標準を実施する際に必要な知財権に対する合理的な拘束メカニズムがあるか—である。これらの要素は問題となろう。なぜならば、競争促進的かつ協調的な標準制定が行われる状況を考慮していない、あるいは既存の標準化機関が同一の知財ポリシーを持つわけではないという事実を軽視しているからである。

第 3 章：知財権に関する市場支配的地位の濫用

ガイドラインは、「知財権に関連する事業体はそのような事業体が市場の支配的地位を持つことを必ずしも意味しない」ということを肯定的にとらえ、ガイドラインを反トラスト執行の国際的な基準に近づけている。

第 14 条は、知財権ライセンスでの「不公平に高い価格」に焦点を当てているが、何が不公平なほど高い価格を構成するのかについては、適切な指標を示していない。これは、イノベーターが知財権を創作した投資に対する合理的なリターンを正当に追及する意欲を損なうかもしれない。さらに、この条文で一考すべきなのは、包括ライセンスに満了又は無効となった知財権へのロイヤルティが含まれる場合の扱いである。ポートフォリオライセンスの場合、ポートフォリオを構成する個々の特許を細かく分析しなければならないとすると、それは極めて非現実的である。ポートフォリオ全体を評価するならば、価格の設定ができないとれなくもない。

第 4 章： 知財権に関連する事業体の集中

ガイドラインは、知財権が関与する事業体の集中の特徴を認識し、その構造条件、行為条件及び包括条件などの追加的制限条項の考慮を強調している。特に、第 23 条では、行為条件には、個別の契約を通じて、公正、合理的かつ非差別的な義務 (FRAND 義務) を遵守する誓約も含まれる。AIPLA はガイドラインに対するコメントを表明しており、その中で以下の懸念を指摘した。「当事者間で非標準必須特許を含めたライセンスを FRAND 条件で提供することについての当事者間の契約について、集中の承認を条件とすることに懸念がある。特に、これらの特許の移転・譲渡が、取引前後の状況と比べ競争上の懸念を生じさせない場合である。特許所有者が自発的に行っていない FRAND 宣言又は他の誓約を順守することを要件にすべきではない。」

要約すると、ガイドラインは、これまでのプロポーザルと比較して「合理の原則」に向けて一步前進したと言えよう。他方、ガイドラインはその大半において独占禁止法調査の影響を受けやすい機関に課される人為的な制限を示しているため、ガイドラインが実務でどのように運用されるかについては不確実性も残されている。

興味深いのは、今回のガイドラインの一部規定が、国家発展改革委員会が 2015 年にクアルコム社による中国独禁法違反を認定した時に示した理由と酷似していることである。クアルコム社事件では、975 万ドルの課徴金が認定されたが、違反理由は、不公平に高いライセンス料 (今回の第 14 条)、正当化理由のない非必須特許の抱き合わせ (第 16 条 = 知財権の包括ライセンスも抱き合わせになりうる)、そして不合理な取引条件 (第 17 条) であった。今回のガイドラインが、クアルコム社の調査理由を「遡及的に」正当化し、それを「今後の」ために含めたものであるならば、クアルコム社に対する調査結果は、ガイドラインの最終版がどのようなものになり、どのように実施されるかを占うための最適の物見レンズと言えよう。